

事 務 連 絡

2020 年 11 月 6 日

都道府県連盟各位

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

事務局長 金子和裕

会員資格等資格期間の変更（通知）

現在、JDSF会員資格並びに選手登録、指導員等の有効期間については、例えば選手登録資格は競技期間が1月1日から12月31日のため選手資格有効期間も1月1日から12月31日となっています。しかしながら、定款に定める事業年度は4月1日から3月31日までとなっているため、改めて会員資格等の有効期間を検討した結果、以下の通りとすることになりましたので通知いたします。

1. すべての会員等資格の有効期間は4月1日から3月31日とする。
2. 競技年度及び昇降級対象期間は従来通り、1月1日から12月31日とする。
3. 2022年度会費登録料徴収分から適用する(2021年末徴収分)。
4. 経過措置として、2021年度に限り有効期限を2022年3月31日までとする。

【2021年分の対応】

1. 徴収方法は従来通り2020年10月～11月とする(実施中)。
2. 昇降級処理は従来通り12月末までとし、選手登録証並びに会員証の発行を行う。
3. すべての会員資格有効期限は2021年1月1日～2022年3月31日とする(15か月)。

【2022年からの対応】

1. 選手登録証発行はデジタル選手登録証とし、個人スマホ宛に発行予定(会員証との発行時期異なるため)
2. 選手マイページを設定し、選手個人の昇降級の確認や個人情報等のメンテナンスを行えるようにする。
3. 3月31日までに会員登録がなされない場合は原則としてすべての資格が喪失する。

【本件へのお問い合わせ先】

〒135-0063 東京都江東区有明 3-4-2 有明センタービル 1階

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟 総務部長 岸尾 政弘

TEL 03-6457-1850 FAX 03-6457-1857

E-mail : masahiro.kishio@jdsf.or.jp